

川崎市市民ミュージアム映像ホールの特別入場券（スカラチケット）を払戻します

川崎市市民ミュージアムは、平成9年7月から平成28年3月まで映像ホール専用の回数券にあたる特別入場券（通称：スカラチケット）を販売していました。販売終了後も購入済みの券は引き続き使用可能としていましたが、令和元年東日本台風による被災以来休館が続き、さらに令和5年10月に移転した新事務所では、館内での上映会を実施できないことから、未使用の残券について払戻し（還付）を行います。

1 払戻しの対象となる券

(1) ピンク色の券（平成9年7月～平成17年3月に販売）

10枚4,000円で販売したものです。残券1枚あたり400円で払戻しを行います。

(2) 灰色の券及び自動券売機発行の券（平成17年4月～平成28年3月に販売）

10枚4,800円で販売したものです。残券1枚あたり480円で払戻しを行います。



（左・中）冊子形式の券 見本はピンク色
（右）自動券売機発行の券
★入場時に切り取る半券部分が残っていないものは、払戻しの対象外となります。

2 払戻しの受付期間

令和5年11月22日（水）から令和15年11月21日（月）まで（当日必着）

3 払戻しの手順

- (1) 申請書、残券の現物及び振込先口座の通帳又はカードの写しを、川崎市市民ミュージアムへ郵送で提出。なお、申請時の郵送料は、申請者負担となります。
- (2) 提出いただいた申請書等を川崎市が確認します。
- (3) 申請者が指定された口座に、単価×残券数の払戻金額をおおむね1か月以内に振込みます。

4 申請書・チケット等の送り先

〒215-0021 川崎市麻生区上麻生6-15-2
川崎市市民ミュージアム スカラチケット担当 宛て

5 申請書の入手方法

川崎市市民ミュージアムのホームページから申請書の書式（EXCEL形式・PDF形式）をダウンロードできます。（必要事項を記入の上A4用紙に印刷）

また、インターネット環境やプリンターがない方は、申請書の用紙をお送りします。



申請書はこちらのページからダウンロード

<https://www.kawasaki-museum.jp/news/28923/>

<問合せ先>

川崎市市民文化局川崎市市民ミュージアム 押田

電話 044-712-2800